資料１

○武豊町保育所運営審議会条例

昭和48年７月２日

条例第34号

武豊町保育所運営審議会条例

（設置）

第１条　武豊町保育所の運営及び園児の福祉に関する重要事項について、町長の諮問に応じ審議するため、武豊町保育所運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第２条　審議会は委員16人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1)　委嘱時に子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第６条に規定する小学校就学前子どもの保護者である者

(2)　子ども・子育て支援に関する活動を行っている者

(3)　地域の代表者

(4)　学識経験を有する者

(5)　公募による者

２　委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

３　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員）

第３条　審議会に次の役員を置く。

会長　１人

副会長　１人

２　審議会の役員は、委員の互選により定める。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

（会議）

第４条　審議会は、会長が招集する。

２　審議会は、委員の２分の１以上が出席しなければ会議を開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（庶務）

第５条　審議会の庶務は、こども未来部子育て支援課において処理する。

（雑則）

第６条　この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、別に町長が定める。

附　則

武豊町保育所運営審議会条例

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　第２条に定める委員の任期は、この条例施行の初年度においては町長が委嘱した日から昭和49年３月31日までとする。

附　則（昭和49年条例第９号）

この条例は、昭和49年４月１日から施行する。

附　則（昭和50年条例第13号）

この条例は、昭和50年４月１日から施行する。

附　則（昭和54年条例第10号）

この条例は、昭和54年４月１日から施行する。

附　則（平成14年条例第19号）

この条例は、公布の日から施行し、第１条の規定による改正後の武豊町保育所運営審議会条例の規定及び第２条の規定による改正後の武豊町立児童館並びに児童遊園の設置及び管理に関する条例第４条の規定は、平成14年４月１日から適用する。

附　則（平成17年条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年条例第２号）

この条例は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成23年条例第５号）

この条例は、平成23年４月１日から施行する。

附　則（平成26年12月19日条例第22号）

この条例は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成31年３月28日条例第７号）

この条例は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和７年12月26日条例第35号）抄

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年３月27日条例第14号）

この条例は、令和８年７月１日から施行する。